

株式会社クークアンドコー感染症対策委員会設置要綱

令和 5 年 10 月 20 日

(設置)

第 1 条 感染症の発生及びまん延の予防等に関する取組の徹底を求める観点から、株式会社クークアンドコー感染症対策防止委員会(以下「委員会」という)を設置する。

(目的)

第 2 条 委員会は、利用者の健康保持の観点から、感染症対策に努めることを目的とする。

(責務)

第 3 条 委員会は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号) 第 4 条の規定により、利用者、登録者及び職員が感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うとともに、感染症の患者等の人権が損なわれないように努める。

(掌握事務)

第 4 条 委員会は、次の事項を掌握する。

- (1) 感染症対策に係る指針及び業務継続計画の作成
- (2) 感染症対策マニュアル等の作成、見直し及び職員への周知
- (3) 年 1 回研修の実施
- (4) 年 1 回訓練(シミュレーション)の実施
- (5) 法令及び制度の変更等があった場合における要綱等の見直し

(委員会の構成)

第 5 条 委員は以下のとおり構成する。

- (1) 委員長は法人代表久米章夫とする。
- (2) 各事業所管理者及び各事業所在籍看護師を委員とし委員会を構成する。
- (3) 委員には、職員、法人役員、第三者委員、利用者又はその家族を加えることができる。

(委員会の開催)

第 6 条 委員会は原則年 1 回開催する。

2 前項の規定にかかわらず、委員長は必要に応じて委員会を開催することができる。

(委員以外の者の出席)

第 7 条 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明や意見を聞くことができる。

(記録及び周知)

第 8 条 委員会を開催した際には、その内容について各事業所管理者が記録し、職員に周知徹底するとともに事業所内に保存する。

付 則

この要綱は、令和 5 年 10 月 20 日から適用する。